

産科医療補償制度について

愛育病院は産科医療補償制度に加入しています。

産科医療補償制度とは、全国の分娩取扱い施設の99.9%が加入している無過失補償制度です。

2009年1月に創設され、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営しています。

産科医療補償制度の概要

分娩に関連して発症した重度の脳性まひの赤ちゃんとその家族に対し速やかに経済的補償を行います。無過失補償のため分娩施設の過失がない場合や原因不明で赤ちゃんが脳性まひになった場合でも、要件を満たしていれば補償金が支払われます。

また第三者機関である日本医療機能評価機構が原因分析を行いますので、脳性まひの原因に関して客観的見解を知ることができます。さらに将来の同種事例の防止に役立つ情報を提供することで紛争の防止・早期解決、産科医療の質の向上を図っています。

産科医療補償制度の登録方法

制度に加入している分娩施設から登録証が配布されますので、記入して分娩施設を通じて提出して下さい。

控えは出産後5年間保管して下さい。

※登録証が提出されていない場合は補償対象とはなりませんので、必ず分娩施設に提出して下さい。

※掛金は保険者から支給される出産育児一時金等に上乗せされ、分娩施設を通じて日本医療機能評価機構に納付されます。日本医療機能評価機構が民間損害保険会社に保険料として支払います。

補償対象

①～③をすべて満たす場合です。2009年1月1日から2014年12月31日までに出生した場合、2015年1月1日から2021年12月31日までに出生した場合と、2022年1月1日以降に出生した場合で、在胎週数や出生体重の基準、および在胎週数28週以上の「所定の要件」が異なります。（2014年12月31日までに出生したお子様の補償申請受付は終了しました。）

■ 2022年1月1日以降に出生したお子様の場合

- ① 在胎週数28週以上であること
- ② 先天性や新生児期等の要因によらない脳性麻痺
- ③ 身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺

■ 2015年1月1日～2021年12月31日までに出生したお子様の場合

- ① 出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の低酸素状況の要件
- ② 先天性や新生児期等の要因によらない脳性麻痺
- ③ 身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺

制度の詳細は産科医療補償制度のホームページをご参照ください。

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/pregnant/outline.html>